

白神山地世界遺産地域の核心地域への入山に必要な手続き等について (入山手続き要領)

白神山地世界遺産地域の核心地域への入山に係る具体的手続きについては、当面、以下のとおり取り扱うこととしています。

1 手続き

(1) 登山以外を目的とした入山について

入山希望者は、学術研究、報道機関等による取材等公共的な行為を行うために入山する場合には、できるだけ余裕をもって（おおむね2週間前までに）、（様式1）により当該国有林を管理する森林管理署長に「入林許可申請」を行うこととする。

なお、法令等の定めにより別途許可が必要な行為を伴う場合は、それぞれ必要な許可手続きをしたうえで、「入林許可申請」を行うこととする。森林管理署長は、入林許可申請を受理した場合は、許可することが適当であるものに対し、別途定められる様式により入林許可証を交付するものとする。その際、自然環境への影響を最小限度とするよう、入林に対して条件を加えることがあるものとする。

申請者は入林許可証を携帯のうえ入山することとし、東北森林管理局、森林管理署、青森事務所、森林生態系保全センター職員、白神山地世界遺産地域巡視員から請求があった場合には、これを提示するものとする。

(2) 登山を目的とした入山について

27区間の「指定ルート」（別紙指定ルート図参照）を利用した登山については、（1）に定める手続きを簡略化した入山届出書（様式2）により届出することとする。

入山者は申請書の写しを携帯のうえ入山することとし、東北森林管理局、森林管理署、青森事務所、森林生態系保全センター職員、白神山地世界遺産地域巡視員から請求があった場合には、これを提示するものとする。

なお、登山には、すぐれた自然を体験、観察、学習するための徒歩利用を含むものとする。

ア 届出

(ア) 『郵送による場合』

入山希望者は、入山希望日（入山希望日の初日：以下同じ）の7日前までに、当該指定ルートを管理する津軽森林管理署、鱒ヶ沢森林事務所、岩崎森林事務所、砂子瀬森林事務所に到着するように、「入山届出」を行うこととする。

(イ) 『直接、津軽森林管理署、鱒ヶ沢森林事務所、岩崎森林事務所、砂子瀬森林事務所、鱒ヶ沢町役場、深浦町役場、深浦町役場岩崎支所、西目屋村役場、アクアグリーンビレッジ ANMON、環境省西目屋自然保護官事務所、青森県ビジターセンターに持参して届出を行う場合』

入山希望日の当日までの開庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末・年始を除く。以下同じ）の開庁時間（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時）に届出することとする。

イ 審査基準及び審査に要する期間

森林管理署長は、次の審査基準に従い、「入山届出書」の受付後2開庁日以内に、入山届出書の内容を審査することとする。（直接持参による場合には、即日、審査を行うこととする。）

なお、森林管理署長は、必要により学識経験者の意見を聴き、入山により、自然環境に一定の影響を与えることが明らかであるなど適当でないと判断した場合には、指定ルートの一時的な通行止めを行うことがあることとする。

(審査基準)

- 1 当該入山が、指定ルートを利用した登山であること
- 2 入山届出書に必要な記載項目のもれがないこと
- 3 入山を希望するルート付近の自然環境に対し、当該入山が影響を与えるおそれがないこと
- 4 2の(2)に示す禁止行為を行わないこと

ウ 審査結果の通知方法

入山届けの発送後、入山日までに森林管理署から「入山できない」旨の連絡がない場合は、入山が受付されたものとする。

なお、災害発生のおそれ等の特別な理由がある場合には、指定ルートの一時的な通行止めを行うこともあることとする。

2 入山の計画に当たっての留意点について

入山の手続きに当たっては、入山希望者に次の2点を徹底するものとする。

- (1) これらの手続きにおける審査は自然環境保全の観点からのものであり、登山者の安全を担保する目的で行うものではないこと。したがって、既存の歩道を含め、自らの情報、判断と責任で安全を確保できる場合に限って入山できること。

特に、「指定ルート」は、整備をせず、道しるべも設置しないこととしていることから、登山の十分な技術や体力・装備が必要であり、自らが情報を持たなければ迷う可能性があること。

- (2) 白神山地世界遺産地域の自然環境を守るため、1に示す入山の手続きを行ったうえ、入山の際、以下に示す禁止行為を行わないこと。

- ① 手続きをした場所以外への立ち入り
- ② 許可のない動植物の採取、損傷(踏み荒らしを含む)、落葉・落枝、流木の採取
- ③ たき火、たばこの吸殻の投げ捨て、その他延焼の危険のある火気の取扱い
- ④ 鳥獣の営巣地への接近、野生動物への給餌等、野生鳥獣等に影響を及ぼす行為
- ⑤ ゴミやロープ、残飯等、入山に当たり持ち込んだものの放置
- ⑥ ペットの持ち込み及び魚釣りの行為

(参考) 入山手続きの主な申請先等

区 域	申 請 先
津軽森林管理署	〒036-8101 青森県弘前市大字豊田2-2-4 津軽森林管理署長 電話 0172-27-2800 FAX 0172-27-0733
津軽森林管理署 鱒ヶ沢森林事務所	〒038-2761 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野70-12 鱒ヶ沢森林事務所 電話 0173-72-2511 FAX 0173-72-6786
津軽森林管理署 岩崎森林事務所	〒038-2203 青森県西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯49-4 岩崎森林事務所 電話 0173-77-3430 (FAX 兼用)
津軽森林管理署 砂子瀬森林事務所	〒036-1411 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田176-5 砂子瀬森林事務所 電話 0172-85-2002 (FAX 兼用)
米代西部森林管 理署	〒016-0815 秋田県能代市御指南町3-45 米代西部森林管理署長 電話 0185-54-5511 FAX 0185-54-5514

(様式 1)

令和 年 月 日

入林許可申請書

森林管理(支)署長 殿

住所
申請者
氏名

下記のとおり、国有林野に入林いたしたいので申請します。

記

入林の場所	県 市 郡 町 村 大字 字 国有林 森林管理(支)署 林班 小班
入林期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
入林の目的	
摘要	

添付資料

- ① 企画書
- ② スケジュール表
- ③ 位置図
- ④ 別途法令で定められている行為を伴う場合の、許可書類等

入林に当たっての許可条件

- 1 入林するときは、(支)署長に届出すること。
- 2 調査等で支障木の伐採又は掘採及び標識の設置等をする必要があるときは、各法令の手続き又は確認を終えた後に実行すること。
- 3 この許可証は常に携帯し、森林管理局・(支)署の職員の請求があったときは提示すること。
- 4 国有林野内の木を伐ったり又は標識の設置などをするときは、(支)署長の許可を受けてから行うこと。
- 5 焚き火は禁止とする。また、火気の取扱いには、十分注意すること。
- 6 跡地の検査が必要な場合は、(支)署長の指示に従うこと。
- 7 入林許可期間内に入林の必要がなくなったときは、速やかに(支)署長に届出すること。
- 8 入林中に国有林野並びにその産物等に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償金として国に納付すること。
- 9 入林時の事故等については、原則、自己責任で処理すること。
- 10 本入林許可は土地等の貸付、使用許可を前提として認めたものではない。

※ 必要により条件を追加又は訂正すること。

(様式 2)

郵便はがき(表)

郵便はがき(裏)

<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px; margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">津 軽 森 林 管 理 署 長 あ て</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">(鱒ヶ沢、岩崎、砂子瀬森林事務所あて)</p>	<h2 style="text-align: center; margin: 0;">入山届出書</h2> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">津軽森林管理署長 殿</p> <hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/> <p>私(達)は、白神山地が世界遺産地域であることを自覚するとともに、核心地域における入山マナーを厳守し、以下のとおり届け出します。</p> <p>1 登山者名簿</p> <p>(1) 責任者</p> <p>① 氏名</p> <p>② 所属(勤務先等)</p> <p>③ 住所</p> <p>④ 電話番号(連絡先)</p> <p>⑤ 登山者数 名</p> <p>⑥ 登山行程 月 日～ 月 日</p> <p>2 登山ルート番号毎の登山月日(入山するルートを○印で記入して下さい)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">/</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">/</td> <td style="width: 5%;">13</td> <td style="width: 5%;">/</td> <td style="width: 5%;">19</td> <td style="width: 5%;">/</td> <td style="width: 5%;">24</td> <td style="width: 5%;">/</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>/</td> <td>8</td> <td>/</td> <td>14</td> <td>/</td> <td>20</td> <td>/</td> <td>25</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>/</td> <td>9</td> <td>/</td> <td>15</td> <td>/</td> <td>21</td> <td>/</td> <td>26</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>/</td> <td>10</td> <td>/</td> <td>16</td> <td>/</td> <td>22</td> <td>/</td> <td>27</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>/</td> <td>11</td> <td>/</td> <td>17</td> <td>/</td> <td>23</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>/</td> <td>12</td> <td>/</td> <td>18</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 入山するに当たって「ボランティア一日巡視員」を引き受けていただけますか。 (受ける ・ 受けない) ○印で記入</p>	1	/	7	/	13	/	19	/	24	/	2	/	8	/	14	/	20	/	25	/	3	/	9	/	15	/	21	/	26	/	4	/	10	/	16	/	22	/	27	/	5	/	11	/	17	/	23	/			6	/	12	/	18	/				
1	/	7	/	13	/	19	/	24	/																																																				
2	/	8	/	14	/	20	/	25	/																																																				
3	/	9	/	15	/	21	/	26	/																																																				
4	/	10	/	16	/	22	/	27	/																																																				
5	/	11	/	17	/	23	/																																																						
6	/	12	/	18	/																																																								

- ※ この手続きは、当面の間の試験的なものです。
- ※ この様式例を見て責任者(登山者に限る。)が記入してください。
- ※ この届出書は下記の機関に提出して下さい。
 - 1 直接持参する場合
津軽森林管理署、鱒ヶ沢森林事務所、岩崎森林事務所、砂子瀬森林事務所、鱒ヶ沢町役場、深浦町役場、深浦町役場岩崎支所、西目屋村役場、アクアグリーンビレッジANMON、環境省西目屋自然保護官事務所、青森県ビジターセンター
 - 2 郵送による場合
津軽森林管理署、鱒ヶ沢森林事務所、岩崎森林事務所、砂子瀬森林事務所
(他の機関では受付できませんので注意して下さい。)
- ※ 入山予定の7日前までに森林管理署等に着くように送付してください。
- ※ 入山届出書の発送後、入山日までに森林管理署等から「入山できない」旨の連絡がない場合は、届出が審査基準に合致したものとみなしてください。
- ※ 入山者は、入山の際、東北森林管理局、森林管理署、青森事務所、森林生態系保全センターの職員または世界遺産巡視員から請求があった場合には、入山申請書の写しを提示してください。
- ※ スケジュールは1週間前までに後日にずれても許容範囲とします。
- ※ 以下の場合には、入山できない場合がありますので、ご注意ください。
 - ① 当該入山が登山を目的としたものでない場合
 - ② 記載事項にもれがある場合
 - ③ 核心地域について、既存の歩道あるいは指定ルート以外への入山を計画している場合(届出したルートが、既存の歩道あるいは緩衝地域につながっていない場合)、及び届出した指定ルートが通行止めとなっている場合
 - ④ 入山を希望するルート付近の自然環境に対し、当該入山が影響を与えるおそれがある場合